IACAPAPテキストブック翻訳委員会　会則

（名称）

1. 本会は、IACAPAP テキストブック翻訳委員会（Japanese Translation Committee of IACAPAP TEXT BOOK)と称する

（事務所）

1. 本会の事務所は、滋賀県大津市坂本１丁目８番５号　琵琶湖病院内に置く。

（目的）

1. 本会は、IACAPAPテキストブックの日本語訳を行い、IACAPAPのホームページ上で公開することを目的とし、平成27年9月1日設立する。

（活動・事業の種類）

1. 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

（1）IACAPAPテキストブックの日本語訳

（2）IACAPAPとの情報交換

（3）IACAPAPテキストブックの内容の普及活動

（会員）

1. 本会の委員は次の2種類とする。

（1）正委員　　　委員会の実務を行い、（2）の委員補佐を統括する。

（2）委員補佐　　委員を翻訳編集作業において補助する。

（入会）

1. 本会に入会しようとする者は、入会申込書と正委員の推薦状を委員長に提出し、編集責任者と委員長の承認を得るものとする。

（運営費）

1. 本会の運営は寄付金をもって行い、委員から会費の徴収は行わない。
2. 本会の利益・残余財産などを委員が分配することはない。全ての翻訳作業が終了した後に残余財産がある場合は、IACAPAPに寄附することとする。
3. 本会の収支情報は委員会のホームページ上http://com-psy.jp/iacapap/index.phpで公開する。

（退会）

1. 委員は、退会届を委員長に提出し任意に退会することができる。委員本人が死亡したときは、退会したものと見なす。

（役員）

1. 本委員会には次の役員を置く

（1）編集責任者　翻訳編集を総括し、委員長の業務に助言を与える

（2）委員長　　　本会を代表し、翻訳編集以外の委員会業務を総括する

（3）会計　　　　会計業務を総括する

（4）監査役　　　会の業務および財産の状況を監査する

2. 第１項に定める役員は委員の互選により選出する。

3. 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

（解任）

1. 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、正委員の議決により、これを解任することができる。

1．心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき

2．本会の名誉を著しく傷つける行為が認められたとき

（総会）

1. 本会の総会は、正委員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2．総会は、以下の事項について議決する

（1）会則の変更

（2）解散

（3）事業報告及び収支決算

（4）役員の選任または解任

（5）その他委員会の運営に関する重要事項

3．総会は正委員の過半数の出席がなければ開会することができない。やむを得ない事由により出席できないものは、委任状の提出により出席者数に加える。

（議事録）

1. 総会の議事については、議事録を作成する。

（事業報告書及び決算）

1. 委員長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

1. 本委員会の事業年度は、9月1日に始まり、翌年8月31日までとする。

（委任）

1. この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、委員長が別に定める。

（変更）

1. この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

1．この会則は　平成27年9月1日から施行する。

2．事務局移転に伴い第２条を改正　平成29年5月1日

3．事務局移転に伴い第２条を改正　平成30年10月15日